

家電リサイクル料金の過大な請求について

東京ガスライフバル多摩中央株式会社

東京ガスライフバル多摩中央株式会社は、お客さまへのルームエアコンの販売に際し、お客さまから家電製品等の廃棄を依頼された場合に、家電リサイクル法^{※1}に基づき、リサイクル料金を徴収しております。このたび、2015年4月1日から2016年3月31日まで、電気製品のルームエアコンについて、家電リサイクル料金変更情報の弊社内周知・徹底不足により、リサイクル料金を過大に請求・受領している件名があることが判明いたしました。

※1…一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン(ガス製品、電気製品)、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(ガス製品、電気製品))から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

弊社といたしましては、このような事態が生じたことを重く受け止めており、お客さまに大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

弊社では、リサイクル料金を過大に請求したお客さまをすべて特定できることから、準備が整い次第、対象となるお客さまを訪問し、速やかに返金の手続きをとらせていただくとともに、事情の説明ならびにお詫びをいたします。

返金作業の実施にあたりお客さまには大変なご迷惑をおかけしますことを重ねてお詫び申し上げます。何卒、ご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. リサイクル料金の過大な請求について

(1) 過大な請求の内容

対象機器	過大請求額	正しい請求額 ^{※2}	誤った請求額 ^{※3}
ルームエアコン(電気製品)	216円/台	1,404円/台	1,620円/台

※2…2015年4月以降の電気製品のリサイクル料金

※3…2015年4月以降のガス製品のリサイクル料金(または2015年3月以前の電気製品の当該料金)

(2) 過大な請求の件数と金額

- ・件数 3件
- ・総額 648円

(3) 過大請求を行った期間

2015年4月1日～2016年3月31日

2. お客さまへのお知らせと返金に関する手続き等について

(1) お客さまへのお知らせ

請求したお客さまが特定されていることから、対象となるお客さまにつきまして、速やかに訪問し事情の説明ならびにお詫びをいたします。また、弊社のインターネットホームページ<<http://www.tglv-tama-chuo.com/>>にも掲載します。

(2) 返金に関する手続き

対象となるお客さまにつきまして速やかに訪問のうえ返金の手続きをとらせていただきます。なお、お客さまがご不在だった場合には、後日現金書留にて過大に請求した料金をお送りいたします。

3. 原因と再発防止策について

(1) 原因

リサイクル料金は、各メーカーが公表しており、ルームエアコンについては、2015年3月末までは、東京ガスブランド品（ガス製品）と電気メーカー品の当該料金が継続して同額でした。2015年4月に、東京ガスブランド品（ガス製品）の当該料金に変更されない中で、電気メーカーのみが変更されたため、弊社内周知を行うも、徹底不足により一部で変更前の料金を適用したものです。

(2) 再発防止策

今後リサイクル料金が改定された際には、正しい料金を確実に商品販売システムに登録をするとともに、担当者および責任者が二重にチェックする体制をとり、誤った請求をすることがないよう徹底してまいります。また、従業員に対して家電リサイクル料金に関する事項の再周知を行い再発防止に努めてまいります。

4. お客さまの問い合わせ先

- | | |
|-----------|--|
| (1) 電話番号 | 042-527-7890 |
| (2) 受付開始日 | 4月20日（水） |
| (3) 受付時間 | 4月28日（木）まで 午前9時から午後17時（土日祝含む）
4月29日（金）以降 午前9時から午後17時（土日祝除く） |

以 上